

五泉市農業委員会

令和6年 第11回 定例総会議事録

会議開催 令和6年11月29日(金) 午後2時00分
場 所 五泉市役所 4階 401会議室

出席委員(19人)

1番 大湊 弘明	2番 渡辺 清滋
3番 (欠席)	4番 亀山 公子
5番 大槻 彰吉	6番 高橋 喜美子
7番 川村 孝雄	8番 林 毅
9番 権平 孝男	10番 金子 信行
11番 小泉 和吉	12番 長谷川 亘
13番 渡邊 利雄	14番 羽賀 隆
15番 阿部 伸由	16番 樋口 勝俊
17番 酒井 美奈子	18番 加藤 健一
19番 松尾 タカ子	

欠席委員

3番 今井 聡

関係説明者

局 長	松尾 直幸	次 長	渡辺 純子
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	藤田 剛		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について

8. 報告事項

報告第1号 農用地利用集積等促進計画（移転）について

報告第2号 農業委員及び農地量最適化推進委員の応募状況について

1 開会

司 会 それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和6年第11回定例総会を開催いたします。

松尾会長からごあいさつをいただき、その後は、五泉市農業委員会会議規則第4条によりまして、議長として会の進行をお願い致します。

2 会長あいさつ

松尾会長 （あいさつ）

3 総会成立宣言

議 長 それでは、ただいまから、令和6年第11回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19人中18人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、3番・今井聡 委員から欠席の通告がありましたので、報告いたします。

4 会期の日程について

議 長 次に、日程4、会期の日程についてであります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議 長 ご異議無しということで、左様決定いたします。

5 議事録署名委員及び記録員の指名について

議 長 次に、日程5、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、13番・渡邊利雄 委員、14番・羽賀隆 委員 にお願ひします。また、議事録の記録員は、事務局・阿部係長にお願ひします。

6 農地パトロールの報告

議 長 次に、日程6、農地パトロールの報告であります

調査班の班長、4 番・亀山公子 委員から、報告をお願いします。

調査班長（亀山公子 委員）

はい議長。議席番号 4 番、現地調査班 亀山です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 11 月の農地パトロールを実施しました。本日 9 時 30 分から私ほか、渡邊 委員、林 推進委員、伊藤 推進委員、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、三本木、一本杉、赤海、論瀬、猿和田、村松地区では、長橋等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

7 議件 / 議第 1 号

議 長 続きまして、日程 7、議件の審議に入ります。

最初に、「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第 3 条の規定による許可申請は、総数 3 件で、売買が 2 件、贈与が 1 件となります。個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3 ページをご覧ください。番号 1 番は、売買の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、畑 1 筆、面積 602 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

9 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 2 番は、売買の案件です。譲受人の経営規模拡大のため、7 ページをご覧ください。田 27 筆、畑 1 筆、合計面積 4,854.91 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

10 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

続きまして、7 ページをご覧ください。番号 3 番は、贈与の案件です。田 3 筆、合計面積 2,142 m²を親子間で贈与するものです。

11 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（亀山公子 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は猿和田地内の畑、番号 2 番は論瀬地内の休耕田、番号 3 番は長橋地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 2 号

議 長 続きまして、「議第 2 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第 5 条の規定による許可申請は、総数 3 件で、売買が 1 件、賃貸借が 2 件であります。

15 ページをご覧ください。番号 1 番は、赤海地内の登記地目 田 2 筆、畑 1 筆、合計面積 455 m²を隣接する事業所の駐車場敷地とする永久転用案件で、売買となります。

22 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「イ

-(イ)-e-(e)」であります。申請地は、おおむね 10ha 以上の広がりのある農地の一部で第 1 種農地と判定されます。第 1 種農地は転用を認められておりませんが、既存施設の拡張については認められております。

今回の場合、隣接する事業所を拡大するものであり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

15 ページに戻っていただき、番号 2 番と番号 3 番はひとつの案件です。三本木地内の登記地目 畑 2 筆、合計面積 1,077 m²を資材置場とする一時転用案件です。

令和 4 年に一時転用許可を受けておりましたが引き続き使用するため申請があったもので、賃貸借となります。

29 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「イ-(イ)-b」であります。申請地は、おおむね 10ha 以上の広がりのある農地の一部で第 1 種農地と判定されます。第 1 種農地は転用を認められておりませんが、一時転用については認められております。

使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

15 ページに戻っていただき、番号 4 番から番号 8 番はひとつの案件です。一本杉地内の登記地目 田 6 筆、合計面積 3,667 m²を砂利採取場とする一時転用で、賃貸借となります。

37 ページの審査表をご覧ください。申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（亀山公子 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は赤海地内の畑、番号 2 番と番号 3 番は三本木地内の一時転用中の畑、番号 4 番から番号 8 番は一本杉地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 2 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 3 号 (①あっせん審査委員会案件)

議 長 続きまして、「議第 3 号・農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。はじめに、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

41 ページをご覧ください。今月は 8 件の申し出がありました。番号 1 番から番号 8 番の内容については、令和 6 年 11 月 15 日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号 1 番から番号 6 番は売買の案件です。

番号 1 番は、合計面積 421 m²。番号 1 番は規定面積を満たしておりませんが、番号 2 番で隣接する農地を合わせて譲り受けるものであり、合算すると規定面積を満たすため申請を受理しました。

番号 2 番は、面積 495 m²。番号 3 番は、合計面積 2,958.96 m²。番号 4 番は、44 ページをご覧ください。合計面積 997 m²。番号 5 番は、合計面積 1,321 m²。番号 6 番は、面積 3,000 m²。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

続きまして、45 ページの番号 7 番と番号 8 番は、交換の案件です。

番号 7 番は、合計面積 3,063 m²。番号 8 番は、合計面積 3,063 m²。これらを耕作の便を図るため交換するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答)

議 長 無ければ、採決を行います。「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第3号(②通常案件)

議 長 続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

60 ページの番号 17 番と 123 ページの番号 62 番、124 ページの番号 64 番、125 ページの番号 66 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

60 ページをご覧ください。番号 17 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 17 番は、合計面積 6,373 m²。こちらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

続きまして、123 ページの番号 62 番、124 ページの番号 64 番、125 ページの番号 66 番は、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 ほかに) 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 17 番、番号 62 番、番号 64 番、番号 66 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 17 番、番号 62 番、番号 64 番、番号 66 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室してください。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、64 ページの番号 22 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

64 ページをご覧ください。番号 22 番は、利用権設定の再設定の案件です。こちらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答)

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 22 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 22 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室してください。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、140 ページの番号 93 番は、私が関係しますので、議事参与の制限によ

り退室します。議長を加藤代理と交代します。

(松尾 タカ子 委員 退室)

議 長 (加藤健一 会長代理)

議長を交代しました。

それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

140 ページをご覧ください。番号 93 番は、利用権設定の再設定の案件です。

こちらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答)

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 93 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 93 番は、原案のとおり決定されました。松尾 会長は、入室してください。

(松尾 タカ子 委員 入室)

議長 (松尾タカ子 会長)

議長を交代します。

続きまして、「通常案件」の番号 17 番、番号 22 番、番号 62 番、番号 64 番、番号 66 番、番号 93 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

今月の通常案件は、先ほどご審議いただいたものを含め、93 件、その内、賃貸借の新規は 21 件、再設定は 72 件の申し出がございました。

46 ページからをご覧ください。番号 17 番を除く、番号 1 番から番号 21 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、合計面積 8,655 m²。番号 2 番は、合計面積 3,069 m²。番号 3 番は、面積 3,000 m²。番号 4 番は、合計面積 142 m²。番号 5 番は、合計面積 2,974 m²。番号 6 番は、52 ページをご覧ください。合計面積 7,330.73 m²。番号 7 番は、54 ページをご覧ください。合計面積 23,619 m²。なお、譲受人は、令和 6 年 10 月 30 日に設立届が提出された新規法人で、11 月 15 日の役員会で承認されております。

番号 8 番は、合計面積 1,832 m²。番号 9 番は、合計面積 13,251.04 m²。番号 10 番は、合計面積 10,926 m²。番号 11 番は、合計面積 11,922 m²。番号 12 番は、面積 3,257 m²。番号 13 番は、合計面積 3,000 m²。番号 14 番は、59 ページをご覧ください。合計面積 10,428 m²。番号 15 番は、合計面積 2,446 m²。番号 16 番は、合計面積 2,446 m²。番号 18 番は、62 ページをご覧ください。合計面積 5,350 m²。番号 19 番は、合計面積 5,336 m²。番号 20 番は、合計面積 3,942 m²。番号 21 番は、合計面積 4,608 m²。それぞれを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

続きまして、番号 22 番と番号 62 番、番号 64 番、番号 66 番、番号 93 番を除く、番号 23 番から番号 92 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 17 番と番号 22 番、番号 62 番、番号 64 番、番号 66 番、番号 93 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 17 番と番号 22 番、番号 62 番、番号 64 番、番号 66 番、番号 93 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第3号（③農地中間管理事業案件）

議 長 続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

議案書の143ページからをご覧ください。今月は2件の申し出がありました。

番号1番は、合計面積10,289㎡。番号2番は、合計面積2,008㎡。これらを議案書記載の金額で機構に貸し付けるものです。

なお、番号3番と番号4番は、今ほどご説明いたしました番号1番と番号2番を機構から譲受人に転貸するもので、併せてご報告するものです。

148ページをご覧ください。今月は、田12,297㎡、を機構への貸借並びに譲受人へ転貸します。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第8条第3項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決を行います。「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

8 報告事項

議 長 続きまして、日程8、報告事項であります。

「報告第1号・農用地利用集積等促進計画（移転）について」事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

151 ページをご覧ください。今回は、耕作者の変更が 7 件となります。

議案書のなかで、譲渡人の欄に記載されているのは、農地の所有者ではなく現在の耕作者です。そして、譲受人の欄に記載されているのが新しい耕作者であります。

番号 1 番から番号 7 番まで、それぞれを新しい耕作者に変更するものです。

なお、耕作者の変更の場合、契約年数は今の契約の残り期間とし、金額も現在の契約の額を引き継ぐことになります。

以上、ご報告いたします。

議長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 無ければ、続きまして、「報告第 2 号・農業委員及び農地利用最適化推進委員の応募状況について」事務局より説明をお願いします。

渡辺次長 はい、議長。

議長 渡辺次長。

渡辺次長 それでは私の方から、農業委員・推進委員の応募状況についてご説明いたします。

10 月 31 日現在で農業委員が定数 19 名のうち 17 名、推進委員は定数 29 名のうち、24 名の推薦・募集がありました。

いずれも定数を満たしていなかったため、募集期間を 11 月 15 日まで延長した結果、募集定員どおりの推薦・応募をいただいたことを報告します。

農業委員は応募によるものが 5 名、推薦によるものが 14 名となっております。そのうち、認定農業者数は 11 名で過半数を超えております。また、19 名のうち 8 名が新任となります。

次に、農地利用最適化推進委員ですが、応募によるものが 10 名、推薦によるものが 19 名となっております。また、29 名のうち 15 名が新任となります。

農業委員会法第 9 条第 2 項の規定により、11 月 20 日付けで本日配布した資料のとおり市のホームページで公表しております。

今後、選任に関する予定ですが、12 月 2 日に農業委員候補者評価委員会、12 月 13 日農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催する予定となっております。その後、2 月議会の人事案件で承認される流れになります。

説明は以上になります。

議長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。
以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。
これをもちまして、令和6年第11回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時32分 閉会)